

# 「筑紫街道」についての一考察

—「出雲国風土記」駅路記事および地籍図遺称地名との関連から—

池 橋 達 雄

## はじめに

斐川町ではこのところ直江結地内の三井Ⅱ遺跡などの発掘調査が進められてきた。その一部に古来筑紫街道と呼ばれてきた道路遺構が含まれている。この筑紫街道が何であるかについて、報告書に所見を述べるよう依頼されたので、以下小稿を書く次第である。結論を先に述べると、筆者は、筑紫街道は8世紀に成立した「出雲国風土記」が記す古代山陰道駅路の一部であると考える。

## 一、本稿の目的と考察方法

最近の10年間、古代律令制下の官道に関する研究が、歴史地理学と考古学の双方でたがいに刺激し補完し合うという形で急速に進んできた。無数といってよいほどの考古学側の発掘報告書はいまおいて、歴史地理学側からは、たとえば木下良編「古代を考える－古代道路」（吉川弘文館・平成8年）や木本雅康著「古代の道路事情」（吉川弘文館「歴史文化ライブラリー」・2000年）などがあって、このことについての研究の最近の状況を知るよい手引きの書物となっている。

しかし、いわゆる山陰道についての研究は遅れている。島根県では1995年に一般国道9号（松江道路）建設にかかわって松江市乃木福富町地内の松本古墳群I区の発掘調査が行われた際、その一部として道路遺構が発見され、古代山陰道駅路であると確認された<sup>(1)</sup>。この事例以外には公式に古代山陰道遺構と確認された事例はないといった状況である。そして、松本古墳群の道路遺構も谷状の傾斜部分で長い間の浸食によって土砂が流出しており、明確な断面構造も判明しない状況である。

周知のように、出雲には「出雲国風土記」（以下「風土記」と略称する）という古代地誌が唯一完全の形で伝えられており、その中には詳しい古代道路の記述がある。このような絶好の文献的手がかりを持ちながら、出雲での古代道路の実証的研究が歴史地理学・考古学いずれの面でも進捗していないのは残念である。

私は、「風土記」を手がかりにフィールドワークを行い、それによって得た見解をいくつか発表してきた。それぞれ「古代の伯耆出雲国境付近山陰道と中世の四十曲越陰陽連絡道について」（1993）<sup>(2)</sup>、「飯梨地区の古代山陰道」（1994）<sup>(3)</sup>、「宍道町西部の古代山陰道をめぐって」（1998）<sup>(4)</sup>で、出雲国内の古代山陰道のルートを東から西へ追っていく形をとっている。

「風土記」の出雲郡は、現在の宍道町西部一部と斐川町（東北部の当時未沖積であったところを除く）と平田市西部一部と出雲市北部一部と大社町の大部分からなり、宍道町・斐川町を東西に貫いて

「筑紫街（海）道」と呼ばれる道があり、部分的にその遺構を残している。斐川町は、私の生地住地であり、筆者は1990年ごろから「風土記」を読み返しつつ、斐川町地内を走っていたに違いない古代山陰道のルートを考えてきたが、その筆者にきわめて強い刺激を与えたのが、文政6年（1823）の「漆治郷下直江村絵図」に描かれている「筑紫海道」であった<sup>(5)</sup>。この絵図を知ったのは1996年のことであったが、翌1997年から絵図に示されている直江結から神氷神守にかけてのこの道を踏査し、この部分は「風土記」の山陰道駅路にちがいないと推定するようになった。また、それ以前に入手していた神氷地内の地籍図（後述）に記されている地名の中に、古代道路そのほか「風土記」記事にかかりがあると思われる地名を発見することができた。

「風土記」の記事と伝承の筑紫街道のルートと地籍図に残るいくつかの地名、これら三つのものが整合することが証明されるのであれば、そのことによって三つのものそれぞれが真実性をもった存在になる。従って、以下、「風土記」記事を点検し、筑紫街道ルートを踏査し、地籍図記載の地名を照合する作業を行っていきたい。

## 二、「出雲国風土記」の駅路記事

「風土記」記事については、伝本による相違をめぐって過去論議が重ねられてきたが、駅路についても同様である<sup>(6)</sup>。しかし、この稿ではそのことには立ち入らず、テキストとして加藤義成『出雲国風土記参究』（初版昭和32年）と同氏考注『出雲国風土記』（初版昭和40年）とを用いる。出雲郡内に関してはこれら二つの書物の駅路記事は信頼できると考えるからである。

「風土記」は、古代道路を三段階にして記載している。第一は駅路で、卷末の「駅路」の項に述べられ、第二は伝路で、卷末の「道度」の項に述べられ、第三は通路で、各九郡記事の終りのところに述べられている。通路には伝路・駅路が含まれ、伝路には駅路が含まれているので、いわば同心円的な関係となっているが、本稿でとり上げるのは中心に近い円内に位置する駅路である<sup>(7)</sup>。

「風土記」には駅路は二本記されている。一は、伯耆出雲国境から出雲石見国境へ至るもので、国府から西は「正西道」と呼ばれているが、山陰道本道である。二は、国府から北に分かれて千鈞<sup>ちくみ</sup>へ至る隠岐への道で、「枉北道」と呼ばれている。以下に扱うのは山陰道本道である。

これについて、「風土記」は四か所でその総距離を述べている。五種の数字が出ており、それらのうち一致するのは二種である。

ア、卷首の総記	137里019歩
イ、卷中の意字・出雲・神門郡末の「通路」記事の計（出雲河と神戸川の幅は補う）	139里134歩
ウ、卷末「道度」の項の総計	139里134歩
エ、卷末「駅路」の項の総計	148里124歩
オ、卷末「駅路」の項の総計	139里109歩

「風土記」の編纂は、郡からの記録の上申を国府でまとめるという方法で行われた。そのことから出雲国内駅路=山陰道の距離はまずイが信頼でき、それをまとめたウも信頼できるということになる

が、この数字についても筆者は疑問をもっている。後でふれたい。

なお、当時の里・歩・丈・尺のメートル法への換算は表1によってできる。

「風土記」記載の数字のうち、ウの道度の項の数字を表示し、総計にメートル法での換算数字を添えると、表2のようになる。

しかし、本稿のしごとは出雲郡内の駅路を明らかにすることである。出雲郡以外の数字については今は描きたい。

表1. 里・歩・丈・尺のメートル換算

1 尺 (大尺)	0.356m
(小尺の 1 尺は	0.297m)
5 尺	= 1 歩
10 尺	= 1 丈
300 歩	= 1 里
	534.54m

表2. 「出雲国風土記」道度の項に記す駅路

国 の 東 の 境 (手間剣) ~ 野 城 橋	2 0 里 1 8 0 步	
野 城 橋		長 3 0 丈 7 尺・幅 2 丈 6 尺
(渡橋して) ~ 十 字 街	2 1 里	
十 字 街	~ 野 代 橋	1 2 里
野 代 橋		長 6 丈 • 幅 1 丈 5 尺
(渡橋して) ~ 玉 造 街	7 里	
玉 造 街	~ 来 待 橋	9 里
来 待 橋		長 8 丈 • 幅 1 丈 3 尺
(渡橋して) ~ 佐 雜 崎	1 4 里 3 0 步	
佐 雜 崎	~ 出 雲 郡 家	1 3 里 6 4 步
出 雲 郡 家	~ 出 雲 河	2 里 6 0 步
出 雲 河		5 0 步
(渡橋して) ~ 神 門 郡 家	7 里 2 5 步	
(神戸) 河		2 5 步
(渡橋して) ~ 国 の 西 の 崎 (多 伎 々 山)	3 3 里	
3 つ の 橋 の 長 さ を 除 く	総 計 1 3 9 里 1 3 4 步	(74546m)

そこで、「風土記」のイの郡ごとの駅路記載記事の中から意宇郡西部と出雲郡の部分について表示すると、表3のようになる。ここに出て来る九か所の地点のうち、東西に距離を測っていく基点としてよいのは佐雜崎である。加藤義成氏は、この佐雜崎を宍道町大字佐々布と同大字伊志見の境をなす尾根の先端（当時宍道湖中に突出していたと考えられる）の付近とされているが、筆者は先端から約800メートル南の尾根上の字大道の地点とみる。あとで図1に示す。

表3によると、佐雜崎から西へ13里64歩（7064m）のところに出雲郡家があることとなる。い ざも ごう出雲郷<sub>ちょう</sub>は「郡家に属けり」と「風土記」は記すが、これは出雲郷の中にあるということで、それが郡家の東にあったか西にあったかは記事では分からぬ。しつじ ごう ちょう漆治郷<sub>たける</sub>は郡家から東へ5里270歩（3157m）、健<sub>けん</sub>部郷<sub>べ ごう ちょう</sub>は郡家から東へ12里224歩（6817m）のところにあると記されるが、それぞれの郷<sub>こ</sub>がいまの

明治三十一年測圖同三十五年製版



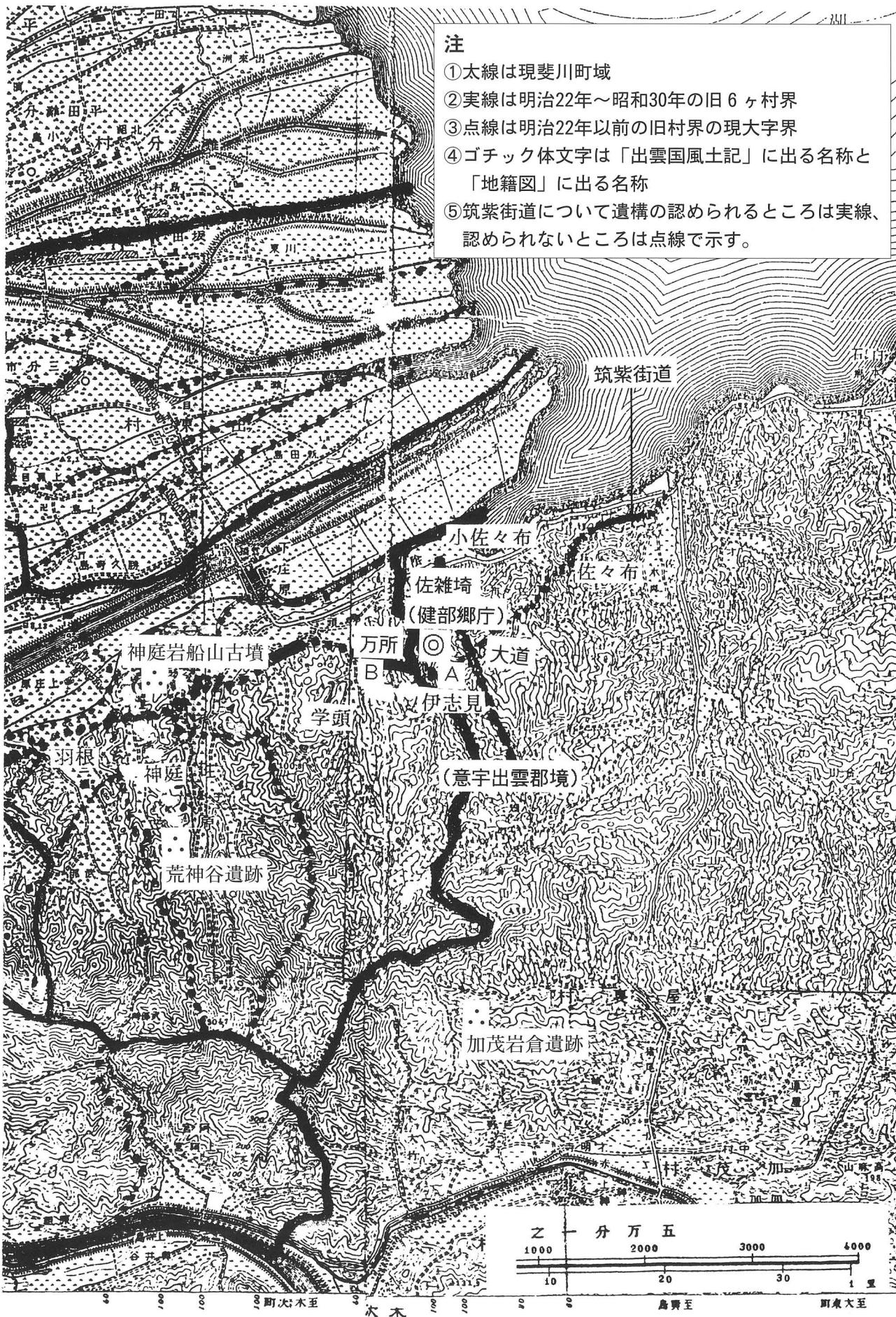


表3. 意宇郡西部・出雲郡の記事の距離記載

地點名	西	出雲河東岸	出雲郡家	出雲鄉庁	漆治郷	健部郷	佐雜崎	宍道駅	宍道郷	東	来待橋
意宇郡記事										9里 (4811m)	
									1里 (535m)		
								4里30步 (2192m)			
出雲郡記事					13里64步 (7064m)						
					5里270步 (3157m)						
					12里224步 (6817m)						
					2里60步 (1177m)						

どの地点に比定されるか、郡家の位置とともにのちに考えてみたい。

次に、「風土記」の記す駅路の幅員についてみたい。

古代道路の等級については、「令義りょうぎ了解」廐牧令第二三に「凡諸道駅馬、大路（山陽道、太宰府までの西海道）二〇疋、中路（東海道、東山道）一〇疋、小路五疋」と出ている。大路・中路・小路は、馬の数の違いによるだけではなく、設置されている駅の規模の格付けを伴うものであるし、また、道路の幅員のある程度の格付けも伴うもので

あったであろう。「風土記」は、小路である山陰道の幅員についてはまったくふれるところがない。表2には、野城橋・野代橋・来待橋の三橋が示されているが、幅員については、それぞれ2丈6尺（大尺で9.3m・小尺で7.7m）、1丈5尺（大尺で5.3m・小尺で4.5m）、1丈3尺（大尺で4.6m・小尺で3.9m）と示されている<sup>(8)</sup>。野城橋の2丈6尺というのは、大尺にせよ小尺にせよ、非常に大きいが<sup>(9)</sup>、他の二つの橋の幅から山陰道駅路の幅は大体4～5mとみて妥当ではないであろうか。

さきに考古学的にも確認された唯一の例として紹介した松江市の松本古墳群内の山陰道遺構についても幅員は不明である。近世になると、道路の実用面である馬踏と、それを作るための側溝や法面を含めた道敷が区別して記録に書かれるようになる。上記松本古墳群内の遺構の場合、たしかに道敷に相当する部分は10mを越えているが、馬踏にあたる部分は測定不能であった。

木本氏は、前掲書で、平安期には幅員が6m程度に縮小される例を挙げながらも、古代律令国家では幅9～12m程度はある直線的な大道を国内にはりめぐらしていたと述べておられるが、そのようにいい切るためには山陰道を含めてもう少し実証的な研究が必要なのではあるまいか。山陰道の幅員についてはのちにまたふれたい。

古代道路の構造についても近年研究が進み、伯耆・出雲でも波板状凹凸工法や版築様工法などの例が報告されつつあるが、このことについては本報告でも三井II遺跡の発掘にかかわってのちに言及することにしたい。

### 三、伝承の筑紫街道

筑紫街道という呼称は、いうまでもなく出雲からはるかに西方の北九州の筑紫を意識してそこに至る道という意味でつけられたものである。ちなみに、近世の山陰道は、出雲では東へ向かっては伯州街道、西へ向かっては石州街道と呼ばれ、直接隣り合う隣国が意識されていた。筑紫街道は、山陰道という呼称が濃く生きていた古代の呼称を伝えている可能性が強いと思われる。

近世の筑紫街道の遺構として伝承されている部分は図1に示しているA・Bの間とD・Eの間である。

A・Bの間については、後藤蔵四郎氏が大正15年(1926)刊の『出雲国風土記考証』で、「今の伊志見神社より西南四町に於いて、伊志見と庄原村との線を横切る道路は、昔筑紫街道と名づけて居た。そんな所が天平時代の通路であったであらう」と述べている<sup>(10)</sup>。

D・Eの間については、前述の文政6年の下直江村絵図に「筑紫海道」として明示されている。

以下、東から西へ筑紫街道をたどってみる<sup>(11)</sup>。

A・B区間について道路遺構が残っているのは、写真1・写真2に見える尾根越部分だけである。尾根まではおそらく地辻りによって原状は変っており、また尾根から先は浸食によって路面、両側法面とも形を変えており、幅員を確認することができない。

B・C区間についてみる。学頭大倉地内では写真3のように遺構の一部と覚しきところをみることができる。学頭綿田原からの道は、写真4にみるように、水田中をまっすぐ西進し、同地内を南から北に伸びる尾根の最低地点を越えていくが、尾根に達するまでの道は、左の学頭上学頭と右の神庭中溝の境界となっている。尾根越えの部分には手前に上の山池と呼ばれる二段の溜池が築造されており、向う側にも小さい溜池が一つあり、道の遺構は消えている。尾根を越えると写真5の道があるが、この道は左側の神庭西谷と右側の三絡羽根との境界となっている。この先は道の遺構と確認できる部分を見つけてはいない。

C地点から三絡吉成地内に入る。このところには道遺構が色濃く残っている。東から香取神社までは畠の帶状地割や尾根先端の切り通しを認めることができ、また香取神社の西の方でも写真6に見るよう、いわゆる道敷全体が畠として残っていると考えられるところを通過する。

D・Eの下直江村絵図に記載されている筑紫街道は、ほぼその全部分をたどることができる。

吉成の尾根を横切ると水田を隔ててすぐ前方に低い



写真1 宮道町伊志見地内。伊志見川を隔てて西方斐川町学頭との境界尾根を望む。左方の低いところを道が越える。

(撮影 2001年3月26日)



写真2 写真1の低い尾根越え道の入り口。この部分では筑紫街道の呼称が残っている。

(撮影 写真1に同じ)



写真3 学頭大倉地内。遠方の尾根は学頭綿田原地内。道はまっすぐ西へ進んでいたと考えられる。

(撮影 写真1に同じ)

丘陵があつて左方（南）から右方（北）へ延びている。それまでの水田中の道は消えているが、まっすぐの丘陵上に中世の武将の墓と伝えられる五輪塔が立っている。その手前の丘陵の縁を南から北へ延びる小路が健部郷と漆治郷との境界となっている。筑紫街道は五輪塔の前を西へ直進してから尾根にとりつくが、それまでのところの舗装された道は筑紫街道の遺構である。尾根に登る手前で道は二軒の民家の間を右へ折れまた左に曲がる形となり、いわゆる稻妻型に屈折するが、これは山崩れなどの地形変化に伴うもので、もとの道はまっすぐ尾根へ上っていったものと考えられる。

尾根に上ると、約400mほどは水平平坦となって続いているはずであるが、44.0m三角点から先、水平平坦部分のまんなかが先年建設された杉澤道路で切断されている（写真8）。昨年、三井II遺跡調査の一部として、この尾根部分の調査が行われ、切断面の西の塞の神付近と切断面の東でそれぞれ横トレンチが掘られ、西の部分では縦トレンチも掘られた。調査を担当した松本堅吾氏から、横トレンチの上層では、版築様の工法が見られ、幅員は約4mで側溝を伴う道路遺構が認められること、また、縦トレンチによって平坦にみえる尾根筋にはかなりの起伏があったが、土盛りによって平坦にされたものであることなどを告げられ、私も現地で確認した。しかし、これらのこととは主報告で正確精密に述べられることであるので、私も実見したということを付記して、それ以上は記すのを略したい。

この尾根部分は、太平洋戦争後に開拓されて畠や果樹園が造成された。そのため現状は変っているが、いまそれ以前の状態を調査しておく必要がある。道路遺構についても、荷駄隊の行き違いのための複線的な道路構造があったかも知れず、また、行き違いや休憩のための広場が付設されていたかも知れない。道路遺構以外にも種々の発掘成果があったときくが、ここでは略したい。



写真4 学頭綿田原から西方神庭中溝地内の尾根を望む。道は尾根の鞍部を越えていく。  
(撮影 写真1と同じ)



写真5 手前の舗装された部分が筑紫街道遺構と考えられる。この部分の左が神庭西谷地内、左が三絡羽根地内。  
(撮影 写真1と同じ)



写真6 三絡吉成地内の香取神社西方での尾根越え。広い道敷が畠として残っている。  
(斐川町教委パンフレット「古代の道トーグ&ウォーク」から)

図2 文政六年「漆治郷下直江村絵図」(部分)

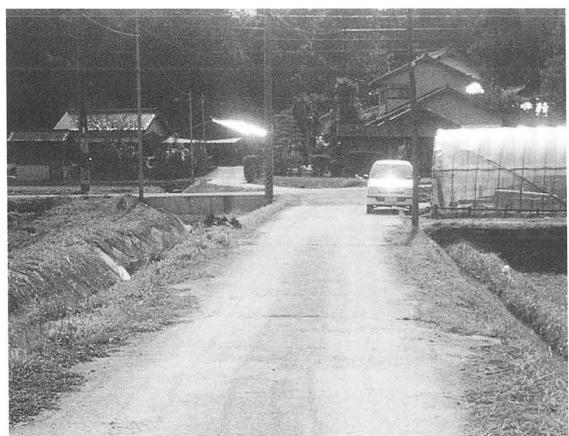
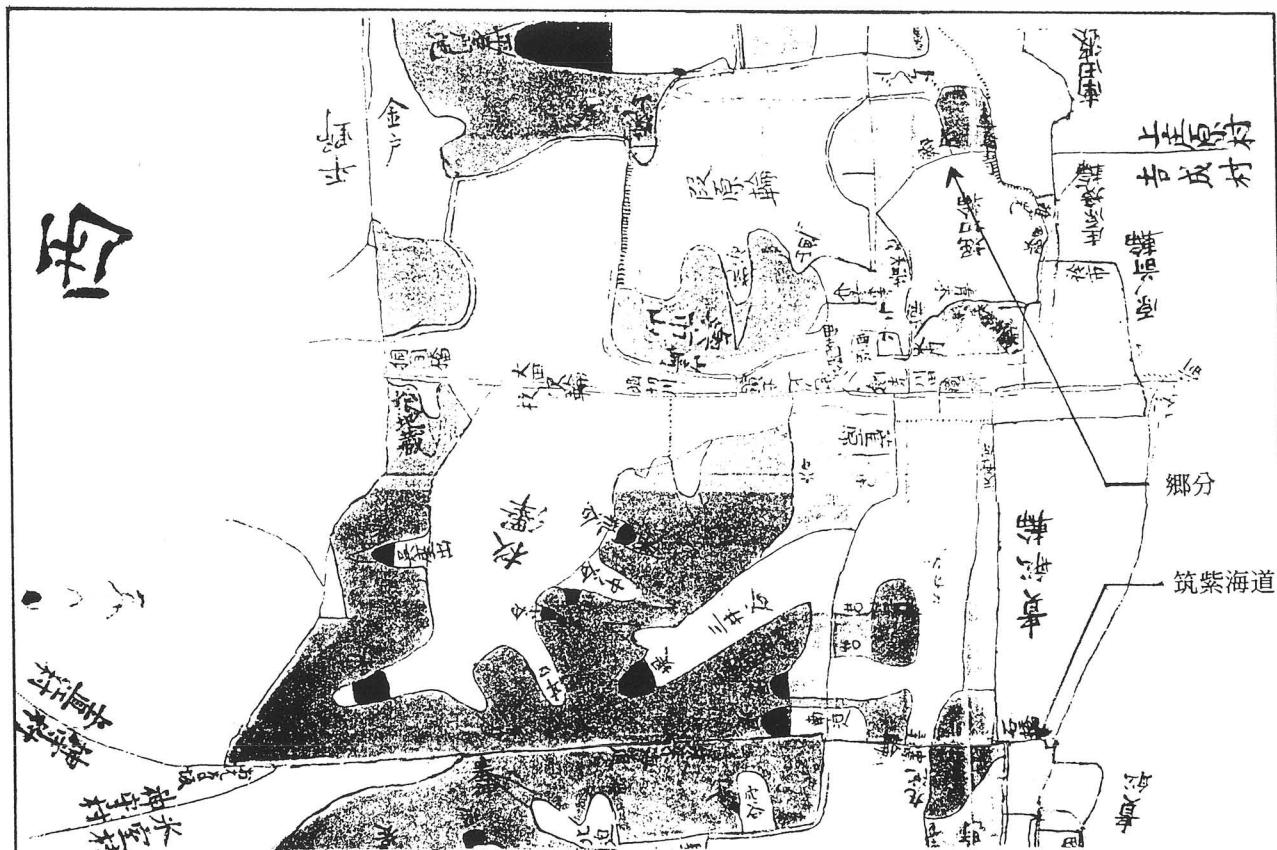


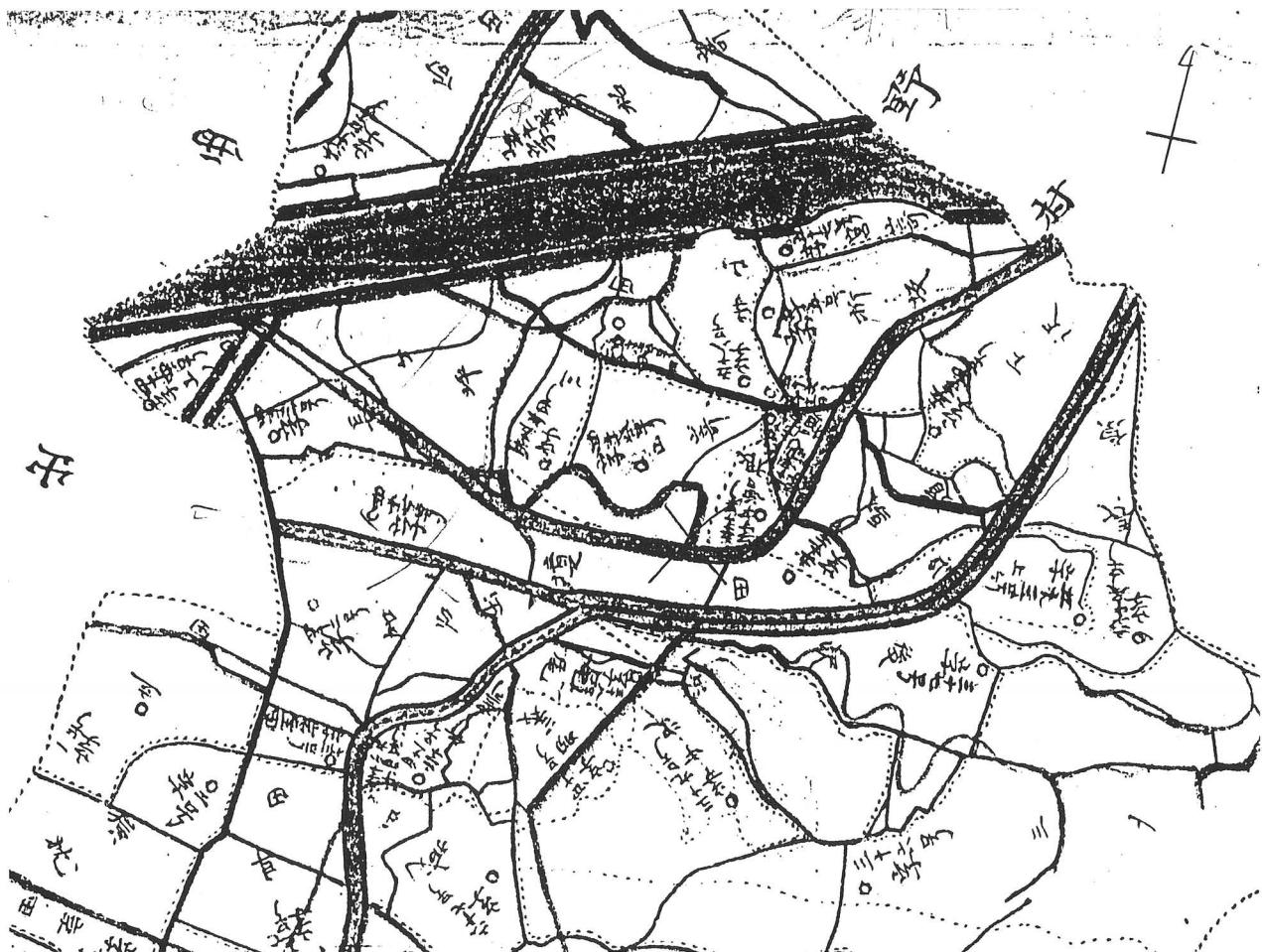
写真7 直江結地内。道は先で少しずれるが、向こうの山の上へほぼまっすぐ登っていく  
(撮影 写真1と同じ)



写真8 直江結地内。近年建設された杉澤道路が南北に貫ぬいて筑紫街道を横断するが、筑紫街道は、右の送電塔のところから左の樹木の見えているところへ尾根の上を走っていた。  
(撮影 写真1と同じ)

図1のE地点にある塞の神から西へ道はゆるやかに尾根を下っていくが、道を境界に左側（南）は神氷水室、右側（北）は下直江結からまもなく上直江平野となる。そして尾根の尽きたところで神氷神守に入る。

図3 明治23年「出雲郡出西村大字神氷全図」(原尺)



この付近からは、図3に掲げる明治23年（1890）の地籍図「出雲郡出西村大字神氷全図」を手がかりとすることができる<sup>(12)</sup>。この図はカラーで、道路は赤色、水路は青色で描かれている。ここに掲げる白黒コピーでは明瞭ではないが、筑紫街道は、図の右端（東）から字長原を通り、字駄道を通り、字長ヶ坪の上方（北）へ出ているはずである。

道は、長ヶ坪のところで天保2年（1831）から翌年にかけて開削された新川の右岸（南）堤防によって切断されている。道は新川の左岸（北）堤防の先でふたたび姿を現わしていたはずであるが、近代に入って行われた耕地整理事業によって痕跡を消している。昭和12年（1937）国史跡に指定された出西伊波野一里塚を含め近世の山陰道は昭和戦後期まで残っていた<sup>(13)</sup>。その後の区画整理事業のためこれも姿を消している。この近世の街道の一部は富村と求院との境界の塞の神付近にいまもわずかに姿を残しており、地籍図を調べると、その部分の求院に字馬越と呼ばれるところがある<sup>(14)</sup>。筑紫街道もこの部分を通り、字馬越はこのところで筑紫街道が出雲河（斐伊川）を渡っていたからの地名ではないかと、筆者は推定している。

以上、伝承されている筑紫街道を、それは全ルートがかならずしも明確な遺構を残しているわけではなかったが、消滅しているところは想定で補って、東から西へたどってきたが、ここでいくつかのことを押さえておきたい。一は、図1にみるように、この道が直線的性格をもっていることであり、

二は、遺構を残しているところのかぎりでは幅員が大体4～5mほどであることであり、三は、この道が中世後期から近世初期に行われたと考えられる「村切り」の境界となっていることである。

#### 四、地籍図にみえる遺称地名

島根県では明治8年（1875）から翌9年にかけて地租改正事業が行われ、その結果土地台帳と付図が作成された<sup>(15)</sup>。そして、明治19年（1886）から22年にかけて地租修正事業が行われた。この修正事業に伴って明治23年までにふたたび土地台帳と付図が作成された。これら両度にわたって作成された付図を一般に地籍図と呼んでいる。

出雲郡では地租改正に際して明治8年に近世の32村が24村に統合整理された。本稿で関係する部分について述べると、羽根・武部・吉成の三村が三絡村に、神守・氷室の二村が神氷村に、千家・神立の二村が併川村となっている。

村によっては、この明治8年、字（小字）の統合整理を行っている。神氷村は、それまで氷室・神守合わせて68あった字を8にまで減じている。「皇国地誌」<sup>(16)</sup> 出雲郡村誌の神氷村の項をみると、次の通りである。よみがなも同村誌が付してある通りとする。木ノ下・島田・三貫田・加名手・長坪・折坂・向田・松崎。明治22年（1889）4月、町村制により神氷村は他の諸村と合併して出西村となり、その大字神氷となる。大字神氷には翌23年に作成された地租修正事業に伴う地籍図が残っている<sup>(17)</sup>。その一部分を図3に示しているが、古代条里制の名残りの見える図である。ところで、この地籍図には、一度統合整理された68の字名が復活している。統合が過ぎるとマイナス効果も生じたらしく、他村の場合にも同じような例がある。上掲の字名8も今度は字名68となって全部出ている。表記・よみがなにも違いがある場合がある。「皇国地誌」の村誌は地縁の薄い戸長役場職員によって編纂されたものであり、「大字神氷全図」は地もとの人びとによって作成されたものであり、この方が信頼できる。ふりがなは記されていないが、筆者の調べたところで前記と違うところは次の通りである。木ノ下・島田・三メ田・加名出・長ヶ坪・折坂・向田・松崎。とくに三メ田と長ヶ坪に留意されたい。

さきの図1には三メ田と長ヶ坪の位置を示しておいた。

また、図1には、前掲「漆治郷下直江村絵図」にみえる郷分、「宍道町歴史史料集（地名編）」にみえる方所も掲げておいた<sup>(18)</sup>。

#### 五、総合的考察

「風土記」記事の駅路と筑紫街道と地籍図の遺称地名を総合的に検討してみる。

考察は「風土記」記事の駅路と筑紫街道は同一のものではないかという仮定から論を進める。

「風土記」出雲郡の記事は、表3にみたように、意宇郡の境である佐雜崎から13里64歩（7064m）のところに出雲郡家があるとしている。図1に記載した筑紫街道を西へ測っていくと、神氷神守の字長ヶ坪に達する<sup>(19)</sup>。さらに西へほぼ直進するように求院と富村との境の求院馬越地点まで進み、この間をみると、表3の2里60歩（1177m）を読むことができる。そこに出雲河（斐伊川）本流が当時は

あったはずである。

実は、出雲郡家・出雲河の位置は、西の神門郡からも測って来る必要がある。しかし、出雲河以西については筆者は「風土記」記事がまだ納得できないでいる。神門郡家は同郡古志郷にあったはずであるが、出雲河の渡50歩（89m）とそこから神門郡家までの距離として「風土記」の記事 7里25歩（3486m）を足しても古志郷へは達しない。「風土記」の道度の項の国庁から出雲石見国境までの距離は計算すると97里254歩となる筈であるが、「風土記」は「惣べて國を去る程」として106里244歩とし、この間に8里290歩（4793m）の差がある。もしこの距離をさきの7里25歩に加えると出雲河から古志郷までの距離として妥当である。しかし、いまは出雲河以西のことについて言及することは控えておく。

さて、今度は出雲郡家（長ヶ坪）から東へ戻る方向で表3を見ていく。出雲郷庁は郡家と同じ出雲郷内にあるはずである。すると、筑紫街道を東へ少し進んだ長原あたりかと考えられる。その先は街道は山の尾根に入ってしまう。

漆治郷庁は郡家から東へ5里270歩（3157m）であるが、この距離をそのまま街道上で進んでいくと、健部郷の三絡吉成地内へ入ってしまう。そこで、さきにみた五輪塔の付近から北へ漆治郷健部郷境の道を左（北）へ折れて、5里270歩のところまで進むと、そこに郷分という地名のところがある。健部郷庁は郡家から東へ12里224歩（6817m）である。街道上をこの距離進むと伊志見川の谷底に下りてしまう。そこで、約200m引き返した地点で街道を左（北）へ折れ、その距離だけ進むと、そこに万所という地名のところがある。郷分・万所は、図1の地形図に記入しておいた。

ここで、地籍図記載の地名の検討に入る。

長ヶ坪は、「庁ヶ坪」で官衛のあったところを意味すると考えられる。坪は周知の如く方一町である。郡家が占める面積として適当である。出雲郡家は「風土記」が成立した当時はここに存在したのであろう。長原は「庁原」で、この庁は出雲郷ではなかろうか。この長原の南隣に広大な三メ田があるが、これは「御注連田」で、郡衙の郡司たちが神祇官の管掌する出雲郡五八社を祀る神饌が栽培される神聖な注連を張った田ということではなかろうか。

直江の郷分は、漆治郷庁のあったところ、伊志見の万所（政所）は、健部郷庁のあったところではなかろうか。

いずれの郷庁もそれぞれの郷の東端に位置しているのも興味がある。

以上、「風土記」記事と筑紫街道と地籍図地名が密接不可分へ関係にあるらしいことを見てきた。また、そのことによって、三つのものがいまに伝える意味に改めて真実味があることを見てきた。絶対確実なものから論証していく演繹的な方法でなく、いくつかのことから帰納していく方法をとったが、本稿の場合はこの方法がもっともよい方法であったとも思う。



写真9 南から神氷の字長ヶ坪を望む。舗装道路は、県道木次直江停車場線。

（撮影 写真1と同じ）

## おわりに

関連して述べたいことがいろいろあるが、本稿ではここまでにしたい。

読者各位のご批判をいただきたいが、このような主題については、とくに在地の皆さんのご批判が貴重である。本稿は、筆者の単なるデスクワークではなく、かなりのフィールドワークによっているが、考古学的立場からの実証を欠いては、所詮「論」に止まる。考古学の立場の皆さんのが興味を示して下されば幸いである。

本稿は、平成13年（2001）3月10日斐川町中央公民館で行われた「古代出雲の道」トークで発表したことを整理したものであることを付記する<sup>(20)</sup>。

## 注

- (1) 建設省松江国道工事事務所・島根県教育委員会「松本古墳群・大角山古墳群・すべりざこ古墳群」（一般国道9号松江道路西地区建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書3・1997年）
- (2) 山陰歴史研究会「山陰史談26」1993年所収
- (3) 飯梨公民館『飯梨郷土誌』1994年所収
- (4) 宍道町教育委員会『宍道町歴史叢書2』1998年所収
- (5) この絵図の存在が初めて公開されたのは、フォト直江刊行委員会『フォト直江100年－明治・大正・昭和・平成の写真集－』（平成8年）のカラー表紙として刊行されたときである。絵図の所蔵者は斐川町大字直江町の原弘氏で、私は刊行委員会を通じて絵図全図のカラーコピーをいただくことができた。
- (6) 「出雲国風土記」の駅路の距離をめぐる論文としては、朝山皓「出雲国風土記に於ける郡家中心里程考」（「歴史地理」第66巻第4号・1935年）、水野祐「出雲古道里程考」（「史蹟」第65、66、67号、昭和37年）が代表的なものであろう。本論でテキストに使用する加藤義成『出雲国風土記参究』もこの問題を詳しく論じている。
- (7) 「風土記」には「伝路」<sup>でんろ</sup>という名称は出ていないが、今日の研究では古代道路は駅路・伝路・通路の三段階に分けて考えられている。筆者も便利な考え方と考えるので、この区分に従う。伝路は伝馬の通る路という意味からつけられている。前掲『古代の道路事情』参照。
- (8) 「令集解」田令第九の注釈は、大宝令（781）雜令で「地を度るには5尺をもって1歩にせよ」と、大尺を用いるよう命じているのを和銅6年（713）2月の格で「6尺をもって1歩にせよ」と小尺を用いるように改めたが、養老2年（718）の養老令でふたたび大尺に復するよう命じた、と記している。「出雲国風土記」の編纂は和銅6年5月の命を受けて始められ天平5年（733）に終えられた。「風土記」の道路距離は里歩で記されているので大尺小尺の問題はないが、橋は丈尺で記されており、これが大尺か小尺かは問題である。橋は構造物建造物であり、通して小尺であったという見解が有力で、前掲加藤氏著書もこれをとっている。
- (9) 野城橋の幅員の広さについては疑問をもつ見方もあるが、筆者は、野城橋の幅員は風土記記載の通りで当然という立場である。

- (10) 後藤蔵四郎『出雲国風土記考証』(大岡山書店・大正15年) 246ページ。「庄原村」は正しくは庄原村で、明治22年から昭和30年まで存在した斐川町の旧6か村の一つである。
- (11) 以下に記す筑紫街道のルートの一部については1997年に斐川町大字上庄原在住の富岡義雄氏の教示案内を受けた。記して感謝する。
- (12) 「出雲郡」の変遷について説明しておく。古代の「出雲郡」は、この稿の初めに記したように、大体当時の西流していた出雲河(斐伊川)の右岸を区画とし、「いづもごおり」と呼ばれていた。中世のある時期にこの郡は二分され、西部は神門郡の一部となり、東部は「出東郡」となって「しゅっとうごおり」と呼ばれるようになった。近世に入り、「雲陽大数録」によると、万治元年(1658)に改めて「出雲郡」32か村が編成されたが、呼び方は「しゅっとうごおり」であった。現在の斐川町域にあたる。近代に入り、明治29年(1896) 檻縫・出雲・神門の三郡が合併して簸川郡となって、郡名としての出雲は消えた。
- (13) 松江地方法務局出雲支局に蔵されている。
- (14) この近世山陰道は、昭和30年発行の国土地理院五万分の一地形図(明治32年測図、昭和9年第2回修正測図之縮図及修正測図同28年応急修正)には記入されている。
- (15) 地租改正事業は全国的には明治6年(1873)から行われたが、島根県(このときは出雲一国を管轄)では6年7年と連年水害が続き、8年からの実施に延期された。
- (16) 「皇国地誌」は太政官の命によって全国的に編纂が行われたもので、明治9年1月1日現在の全国町村の土地・人口・産業等を記録している。国へ提出されたものは東京大学で保管されていたが、大正12年(1923)の関東大震災で焼失した。島根県は控用の一部を県立図書館に蔵している。
- (17) 松江地方法務局出雲支局に蔵されている。
- (18) 黒田祐一編著「宍道町歴史史料集(地名編)」(宍道町教育委員会・1995年) 60ページ。
- (19) 計測は、2万5000分の1地形図に、筆者の想定する筑紫街道ルートを記し、それをキルビメーターでたどるという方法によった。
- (20) この会では、木本雅康氏(長崎外国語短期大学助教授)、私、勝部昭氏(島根県教育委員会文化財課長)の3人が、この順で発表を行った。この記録も斐川町教育委員会から別に発行されることになっている。

(2001年3月)